

世田谷区子ども条例の一部改正について

世田谷区では、現在「世田谷区子ども条例」改正に向けた議論を進めており、子どもたちが考えた条文を改正条例(素案)に反映しました。

1 条例改正の内容

平成13年に制定した「世田谷区子ども条例」は、施行から20年以上が経過し、子どもの権利保障や子どもの意見表明・反映など、時代に適した内容への見直しが必要となったため、令和7年4月の改正条例施行に向けて、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指した議論を進めている。

【主な改正点】

- ① 子どもの権利を具体的に規定する。
- ② 子どもが条例を自分のものとして受けとめ、自分たちの条例として活かすことができるようにするため、前文や目標に子どもの想いを反映する。
- ③ 区が実施する施策等において、子どもの権利が適切に保障されているかを 評価・検証する第三者機関の設置を規定する。

2 「子ども条例検討プロジェクト」による検討

中学生・高校生世代15人をメンバーとする検討会「子ども条例検討プロジェクト」を新たに立ち上げ、令和5年度に実施した「小学生・中学生アンケート」などで出た意見などを踏まえながら、子どもたちが以下の3点について条文を作成した。

- ① 条例の前文に掲載する子どもの声や想い
- ② 条例の目標とする子どもたちが考える区が目指すまちの姿
- ③ 世田谷の子どもたちが必要と考える子どもの権利

全4回の検討会では、大学生世代の若者がグループワークのファシリテーター となって子どもたちの想いを引き出し、子どもたちが主体となった議論を行った。

3 「子どもの権利に関するシンポジウム」の開催

- (1) 内容 ①基調講演、②子どもの権利落語、 ③実践発表「子ども条例検討プロジェクト」のメンバーによる報告
- (2) 日時 令和6年10月8日(火)午後6時~8時
- (3) 会場 北沢タウンホール (北沢2-8-18)
- ◎問合先 子ども・若者支援課 電話03-5432-2528